

令和4年 1月18日開会

令和4年 1月18日閉会

(臨時第1回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号（1月18日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
事務局出席職員者職氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
諸般の報告	4
議案第1号	4
議案第2号	4
散 会	8
署 名	9

田布施町告示第1号

令和4年第1回田布施町議会臨時会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和4年1月11日

田布施町長 東 浩 二

1 期 日 令和4年1月18日

2 場 所 田布施町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

南 一成議員	内山 昌晃議員
河内 賀寿議員	伊村 渉議員
落合 祥二議員	谷村 善彦議員
西本 篤史議員	瀬石 公夫議員
國本 悦郎議員	高月 義夫議員
神田 栄治議員	松田規久夫議員

---

○応招しなかった議員

なし

---

令和4年1月18日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年1月18日 午前9時03分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号  
専決処分の承認について(令和3年度田布施町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第5 議案第2号  
令和3年度田布施町一般会計補正予算(第10号)議定について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号  
専決処分の承認について(令和3年度田布施町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第5 議案第2号  
令和3年度田布施町一般会計補正予算(第10号)議定について
- 

出席議員(12名)

1番	南	一成議員	2番	内山	昌晃議員
3番	河内	賀寿議員	4番	伊村	渉議員
5番	落合	祥二議員	6番	谷村	善彦議員
7番	西本	篤史議員	8番	瀬石	公夫議員

9番 國本 悦郎議員      10番 高月 義夫議員  
11番 神田 栄治議員      12番 松田規久夫議員

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長      増原 慎一君      書 記      岩本 周平君  
書 記      外山 紬君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長      東 浩二君      副 町 長      川添 俊樹君  
教 育 長      鳥枝 浩二君      総 務 課 長      山田 浩君  
企画財政課長      森 清君      町民福祉課長      坂本 哲夫君  
学校教育課長      長合 保典君      学校管理係長      本城 嘉也君

---

午前9時03分開会

（ベル）

○議長（松田規久夫議員） ただいまから、令和4年第1回田布施町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、谷村善彦議員、落合祥二議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（松田規久夫議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（松田規久夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本臨時会における議案の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 議案第1号

### 日程第5. 議案第2号

○議長（松田規久夫議員） 日程第4、議案第1号、専決処分の承認について（令和3年度田布施町一般会計補正予算（第9号））から、日程第5、議案第2号、令和3年度田布施町一般会計補正予算（第10号）議定についてまで、2件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました2議案の概要について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第1号は、地方自治法第179条の規定により専決処分いたしました、令和3年度田布施町一般会計補正予算第9号について、承認をお願いするものでございます。

内容については、先ほど全員協議会で説明いたしました。が、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除いた18歳以下の児童に、クーポン券相当分の現金5万円を追加で支給する、子育て世帯への臨時特別給付金事業費を追加計上するとともに、国の制度により、扶養者の年収などで給付金を受け取れない18歳以下の児童についても、町の独自事業として所得制限を撤廃し、児童1人につき、10万円の現金を支給する、子育て世帯への臨時特別給付金事業の拡充事業費を計上した

ものでございます。

それでは、専決処分した経緯についてご説明を申し上げます。

令和3年11月19日付けで閣議決定されました、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策により、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、18歳以下の児童を対象に10万円相当の給付を行うこととされ、5万円は現金で迅速に支給することとされましたことから、年内支給を目指しまして、令和3年12月1日付けで、18歳以下の児童を対象に1人当たり5万円の現金を支給する、子ども子育て世帯への臨時特別給付金事業費に係る一般会計補正予算第7号を専決処分し、令和3年12月定例会にて承認をいただきました。

残りの5万円については、国は当初、クーポンを基本とした給付を行うこととしておりましたが、事務費や手続き等の増大が懸念されるとの意見が多数寄せられたことから、方針を変更して、現金給付が可能となったこととさせていただきます。これによりまして、残り5万円についても一括支給といたしました。

また、扶養者の所得制限についても、撤廃して給付を行うことが適当と判断し、令和3年12月16日付けで、子育て世帯への臨時特別給付金事業費及び、同拡充事業費、いわゆる所得制限撤廃分を追加計上した一般会計補正予算第9号を専決処分とさせていただきます。

財源は、子育て世帯への臨時特別給付金事業費については全額国庫支出金、独自事業の拡充事業費、所得制限撤廃分については、繰入金でございます。

歳入、歳出それぞれ1億1,795万5千円を増額補正し、予算総額を69億2,070万6千円といたしております。なお、所得制限撤廃分に係る700万円の財源については、昨年12月27日付けで国から通知があり、地方公共団体の判断で地方創生臨時交付金の活用をすることは可能であるとの通知がなされましたので、令和4年3月定例会に上程いたします、一般会計補正予算第11号で国庫支出金として計上し、対応する予定でございます。

次に、議案第2号でございますが、田布施町一般会計補正予算第10号でございます。

内容は、まず、令和3年12月20日に成立した、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく国の令和3年度補正予算第1号により、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費を計上したもので、具体的には、先ほど全員協議会で説明したとおりでございます。財源は全額国庫支出金でございます。

次に、城南小学校大規模改修事業でございます。

12月15日と本日の全員協議会で説明いたしましたが、国の補正予算第1号による、16か月予算の考え方により、より有利な財源が活用できることとなったことから、令和4年度に実施することにしておりました事業を令和3年度に前倒しをして、大規模改修を実施するものでございます。

財源は、国庫支出金と町債でございます。

最後に、城南保育園施設整備事業でございます。

これは、突発的に生じた乳児室のエアコンの故障に伴い取替工事を行うものでございます。財源として、予備費との組替を計上しております。

以上により、歳入歳出それぞれ4億6,638万6千円を増額補正し、予算総額を73億8,709万2千円とするものでございます。

以上、本日も提案申し上げました議案2件について、その概要をご説明いたしました。詳細につきましては、ご質問に応じ、私及び関係者から説明をいたしますので、宜しくご審議を賜り、承認及び議決いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。よろしくお願いたします。

○議長（松田規久夫議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第1号、質疑はありますか。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 今回の臨時特別給付金は、子どもへの給付であり、親への給付ではないと言われております。別居状態で、子どもを育てていない世帯主に支払われ、子どもには行き渡らないような場合もあり得るとの報道もあります。そういった稀有な事例に対しては、田布施町では、上手く対処できるようになっているのでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 報道等でもございますように、議員ご指摘のとおりでございますけれども、今回の給付金につきましては、国のルールどおりの支給ということでございます。具体的に申し上げますと、やはり令和3年9月分の児童手当の受給者に対する給付ということで進めさせていただいております。で、一部自治体では、そういった形で、今の扶養している保護者に給付をしている自治体もあるということでの報道でございますが、基本としては、国の制度にのっとり、そういった支給を進めているというところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 今現在田布施町では、そういった例っていうのは把握していないということなんですか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 問い合わせはございました。で、問い合わせはございましたが、基本的には国の制度を御説明申し上げまして、ご理解をいただいたというところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） ご理解をいただいたということは、そういう問い合わせがあった場

合には、粗大ごみのほうっちゅうか、そっちの方に話合うということになるのでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） お見込みのとおりでございます。

○議長（松田規久夫議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第2号、質疑はありませんか。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 基準日が令和3年12月10日時点の住民基本台帳世帯単位で課税状況を判定っちゅうて書いてありますよね。ほんで、まあ、私の住む中郷地区では、夫婦2人で住んでおって、この間亡くなっている方が何世帯かあるんですよね。ほんで、住民税は払っているんじゃないかと思う、2人時点の時にはですね。亡くなったらまあ寡婦状態になりますよね。で、そういった場合に、まあ今回のこれに該当するんかどうなんか。

それから、さっきの私の兄嫁の件なんですけど、まあ、あれですよね、今年になってから、まあ確定申告しますよね。ほいで、はっきりしてから、さっきの話では個々に対応するっていうことなんですけど、こういったのは、個々に対応をするっちゅうことになるんですか。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 個別事案についてはいろいろなパターンがあると思いますので、国・県等に照会して、適切な措置をとらせていただきます。

○議長（松田規久夫議員） ほかに、どなたか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第2号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第2号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は2件を一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第1号、専決処分の承認について（令和3年度田布施町一般会計補正予算（第9号））、を採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第2号、令和3年度田布施町一般会計補正予算（第10号）議定について、を採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり決定することに決定しました。

---

○議長（松田規久夫議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。令和4年第1回田布施町議会臨時会を閉会します。

（ベル）

午前9時19分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 谷村 善彦

署名議員 落合 祥二